

協議第32号

各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年8月14日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会  
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて
国民健康保険税
1 税率（医療・介護）については、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、急激な負担増を緩和するため、財政支援措置を講ずることとし、その額については、保険給付費等の状況を勘案しながら調整する。なお、期間は、平成17年度から3年間を目安とする。
2 軽減措置については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
3 納期については、東予市、丹原町の例を基本とし、調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
保健・医療費助成事業
1 短期人間ドック・脳ドックの対象者、助成割合については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (1) 短期人間ドックの対象者については、西条市の例により調整する。 (2) 脳ドックの対象者については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。

各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて

- (3) 短期人間ドックと脳ドックの重複受診の可否については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。
- (4) 短期人間ドック・脳ドック助成割合については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。
- 2 はり・きゅう助成事業については、東予市の例により調整する。

保健貸付事業

- 1 高額療養費貸付事業については、西条市の例により調整する。
- 2 出産費貸付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。

出産、葬祭に関する任意給付事業

- 1 出産育児一時金給付事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 葬祭費給付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(国民健康保険関係)の取扱い総括表）

協議項目	各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱い	細項目	国民健康保険事業関係		
事務事業名	国民健康保険関係事業	専門部会名	住民部会・財務部会	分科会名	国保分科会・税務分科会
項	目	調 整 方 針			
国民健康保険税	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 税率（医療・介護）については、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、急激な負担増を緩和するため、財政支援措置を講ずることとし、その額については、保険給付費等の状況を勘案しながら調整する。なお、期間は、平成17年度から3年間を目安とする。</li> <li>2 軽減措置については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</li> <li>3 納期については、東予市、丹原町の例を基本とし、調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</li> </ol> 調整方針説明資料（P.31参照）				
保健・医療費助成事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 短期人間ドック・脳ドックの対象者、助成割合については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。               <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）短期人間ドックの対象者については、西条市の例により調整する。</li> <li>（2）脳ドックの対象者については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。</li> <li>（3）短期人間ドックと脳ドックの重複受診の可否については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。</li> <li>（4）短期人間ドック・脳ドック助成割合については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。</li> </ol> </li> <li>2 はり・きゅう助成事業については、東予市の例により調整する。</li> </ol> 調整方針説明資料（P.32参照）				
保健貸付事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高額療養費貸付事業については、西条市の例により調整する。</li> <li>2 出産費貸付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。</li> </ol> 調整方針説明資料（P.33参照）				
出産、葬祭に関する任意給付事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出産育児一時金給付事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>2 葬祭費給付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。</li> </ol> 調整方針説明資料（P.34参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱い			細項目	国民健康保険事業関係	
事務事業名	国民健康保険税			専門部会名	財務部会	分科会名 税務分科会
調整方針	<p>1 税率（医療・介護）については、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、急激な負担増を緩和するため、財政支援措置を講ずることとし、その額については、保険給付費等の状況を勘案しながら調整する。なお、期間は、平成17年度から3年間を目安とする。</p> <p>2 軽減措置については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>3 納期については、東予市、丹原町の例を基本とし、調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p>					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>1 税率〔医療〕</p> <p>(1) 応能割            所得割 7.50%            資産割 30.50%</p> <p>(2) 応益割            均等割 22,500円            平等割 26,300円</p> <p>(3) 限度額 530,000円</p>	<p>1 税率〔医療〕</p> <p>(1) 応能割            所得割 5.80%            資産割 26.00%</p> <p>(2) 応益割            均等割 19,000円            平等割 22,000円</p> <p>(3) 限度額 西条市と同じ</p>	<p>1 税率〔医療〕</p> <p>(1) 応能割            所得割 7.30%            資産割 30.00%</p> <p>(2) 応益割            均等割 24,600円            平等割 21,000円</p> <p>(3) 限度額 西条市と同じ</p>	<p>1 税率〔医療〕</p> <p>(1) 応能割            所得割 6.75%            資産割 33.00%</p> <p>(2) 応益割            均等割 20,000円            平等割 18,000円</p> <p>(3) 限度額 西条市と同じ</p>	<p>平成14年度における被保険者1人当たりの税額            西条市 70,040円            東予市 56,070円            丹原町 60,666円            小松町 60,019円            2市2町の1人当り税額には開きがあり調整が必要</p>	<p>1 合併する年度の翌年度に統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。            また、急激な負担増を緩和するため、財政支援措置を講ずることとし、その額については、保険給付費等の状況を勘案しながら調整する。なお、期間は、平成17年度から3年間を目安とする。</p>	
<p>1 税率〔介護〕</p> <p>(1) 応能割            所得割 0.68%            資産割 4.35%</p> <p>(2) 応益割            均等割 3,900円            平等割 3,300円</p> <p>(3) 限度額 70,000円</p>	<p>1 税率〔介護〕</p> <p>(1) 応能割            所得割 0.80%            資産割 5.00%</p> <p>(2) 応益割            均等割 5,200円            平等割 4,000円</p> <p>(3) 限度額 西条市と同じ</p>	<p>1 税率〔介護〕</p> <p>(1) 応能割            所得割 0.90%            資産割 6.00%</p> <p>(2) 応益割            均等割 5,800円            平等割 4,200円</p> <p>(3) 限度額 西条市と同じ</p>	<p>1 税率〔介護〕</p> <p>(1) 応能割            所得割 1.00%            資産割 7.00%</p> <p>(2) 応益割            均等割 5,200円            平等割 4,300円</p> <p>(3) 限度額 西条市と同じ</p>	<p>平成14年度における2号被保険者1人当たりの税額            西条市 11,555円            東予市 13,524円            丹原町 15,480円            小松町 15,454円            2市2町の1人当り税額には開きがあり調整が必要</p>		
<p>2 軽減措置            7割軽減・5割軽減・2割軽減</p>	<p>2 軽減措置            西条市と同じ</p>	<p>2 軽減措置            西条市と同じ</p>	<p>2 軽減措置            6割軽減・4割軽減</p>	<p>軽減措置の調整が必要</p>	<p>2 応益割に係る軽減措置であり、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p>	
<p>3 納期</p> <p>第1期 7月1日～同月31日            第2期 9月1日～同月30日            第3期 11月1日～同月30日            第4期 2月1日～同月末日</p>	<p>3 納期（平成15年度から）</p> <p>第1期 7月1日～同月31日            第2期 8月1日～同月31日            第3期 9月1日～同月30日            第4期 10月1日～同月31日            第5期 11月1日～同月30日            第6期 12月1日～同月25日            第7期 1月1日～同月31日            第8期 2月1日～同月末日</p>	<p>3 納期</p> <p>第1期 7月1日～同月31日            第2期 8月1日～同月31日            第3期 9月1日～同月30日            第4期 10月1日～同月31日            第5期 11月1日～同月30日            第6期 12月1日～同月25日            第7期 1月1日～同月31日            第8期 2月1日～同月末日</p>	<p>3 納期</p> <p>第1期 7月1日～同月31日            第2期 8月1日～同月31日            第3期 10月1日～同月31日            第4期 12月1日～同月25日            第5期 2月1日～同月末日</p>	<p>納期の回数及び期日の調整が必要</p>	<p>3 国保税は低所得者にも負担を願うものであり、納付を容易にするため分割回数（8期）を増やすことで、東予市、丹原町の例を基本とし、調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。            ただし、12月25日は26日とする。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱い			細項目	国民健康保険事業関係	
事務事業名	保健・医療費助成事業			専門部会名	住民部会	分科会名 国保分科会
調整方針	1 短期人間ドック・脳ドックの対象者、助成割合については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 （１）短期人間ドックの対象者については、西条市の例により調整する。 （２）脳ドックの対象者については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 （３）短期人間ドックと脳ドックの重複受診の可否については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 （４）短期人間ドック・脳ドック助成割合については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。 2 はり・きゅう助成事業については、東予市の例により調整する。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
1 人間ドック助成対象者・助成割合 <b>【対象者】</b> 国民健康保険被保険者で、申請時において、次に掲げる要件に該当する者とする。 短期人間ドックは、35歳以上の者 脳ドックは、40歳以上70歳未満の者 現に入院治療を受けていない者 国民健康保険税を滞納していない世帯の者 脳ドック検診を過去2ヶ年度内に受診していない者 短期人間ドックと脳ドックを重複して受診しようとする者は除く 当該年度において、ドック検診と同等の検診を受けた者または受けようとする者は除く <b>【助成割合】</b> 助成金は検査にかかる費用の8割相当額 32,000円×0.8=25,600円(助成金)	1 人間ドック助成対象者・助成割合 <b>【対象者】</b> 引き続き1年以上被保険者で年齢35歳以上70歳未満の者（老人医療受給者は除く。） ・国民健康保険税を完納している者 ・この助成を1年間受けていない者 ・助成申請時現在、加療中でない者 <b>【助成割合】</b> 助成金は検査にかかる費用の8割相当額 脳ドック 37,500円×0.8=30,000円(助成金) （人間ドックと同時に受診する場合、脳ドックの単価は25,000円とする） 人間ドック 35,000円×0.8=28,000円(助成金) （乳がん、子宮がん検診希望者は+2,000円）	1 人間ドック助成対象者・助成割合 <b>【対象者】</b> 引き続き1年以上被保険者で年齢35歳以上70歳未満の者（老人医療受給者は除く。） ・国民健康保険税を完納している者 ・この助成を1年間受けていない者 ・助成申請時現在、加療中でない方 <b>【助成割合】</b> 助成金は検査にかかる費用の8割相当額 脳ドック 37,500円×0.8=30,000円(助成金) （人間ドックと同時に受診する場合、脳ドックの単価は25,000円とする） 人間ドック 35,000円×0.8=28,000円(助成金) （乳がん、子宮がん検診希望者は+2,000円）	1 人間ドック助成対象者・助成割合 <b>【対象者】</b> 引き続き1年以上被保険者で年齢35歳以上70歳未満の者（老人医療受給者は除く。） ・国民健康保険税を完納している者 ・この助成を1年間受けていない者 ・助成申請時現在、加療中でない方 <b>【助成割合】</b> 助成金は検査にかかる費用の7割相当額 脳ドック 37,500円×0.7=26,250円(助成金) 人間ドック 35,000円×0.7=24,500円(助成金) （乳がん、子宮がん検診希望者は+2,000円）	短期人間ドックの対象者の基準が西条市のみ上限がなく、他は70歳未満となっている。 脳ドック対象者の基準が西条市のみ40歳以上で、他は35歳以上となっている。 短期人間ドックと脳ドックの重複受診は、西条市は認めておらず、他は認めている。 助成割合は、小松町のみ7割で、他は8割となっている。	1 短期人間ドック・脳ドックの対象者・助成割合については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (1) 短期人間ドックの対象者については、西条市の例により調整する。(35歳以上) (2) 脳ドックの対象者については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。(35歳以上70歳未満) (3) 短期人間ドックと脳ドックの重複受診の可否については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 (4) 助成割合については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。(8割)	
2 はり・きゅう助成事業 <b>【概要】</b> 対象施術所 西条市鍼灸協会に加入の市内7 施術所 施術料 政府管掌健康保険療養費支給基準による料金改定があった場合は、翌年度から適用 1術 1,190円 2術 1,490円 その他 昭和58年から毎年3月末に西条市鍼灸協会会長と協定書及び覚書を取り交わしている。	2 はり・きゅう助成事業 <b>【概要】</b> 対象施術所 東予市国民健康保険はり、きゅう師会に加入の市内7 施術所 施術料 政府管掌健康保険療養費支給基準による料金改定があった場合は、翌年度から適用 1術 1,190円（初回 2,300円） 2術 1,490円（初回 2,650円） その他 平成5年に東予市国民健康保険はり、きゅう師会会長と協定書及び覚書を取り交わしている。	[該当なし]	[該当なし]	施術料につき、東予市は政府管掌健康保険療養費支給基準に準じ、初回料金を別に定めている。 小松町、丹原町は実施していない。	2 東予市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱い			細項目	国民健康保険事業関係		
事務事業名	保健貸付事業			専門部会名	住民部会	分科会名	国保分科会
調整方針	1 高額療養費貸付事業については、西条市の例により調整する。 2 出産費貸付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
1 高額療養費貸付事業 <b>【貸付対象者】</b> 高額療養費の支給を受けることができる世帯主 国保税滞納・第三者行為に該当しない世帯主 （貸付対象の制限） ・国保税を滞納している世帯の世帯主で、市長が貸付けをすることが適当でないと認める者は、貸付対象としないものとする。 ・市長は、傷病が第三者の行為によって生じたものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合は、貸付の対象としないことができる。 <b>【貸付金額】</b> 高額療養費支給見込額の9/10以内 （千円未満端数切捨て） <b>【貸付条件】</b> ・貸付金の利子は無利子 ・償還期間は高額療養費の支給を受けた日の翌日まで ・償還方法は一時償還払いとする。 <b>【H14年度予算】</b> 11,800千円 <b>【その他】</b> 愛媛県国民健康保険団体連合会からの借入れなし。	1 高額療養費貸付事業 <b>【貸付対象者】</b> ・高額療養費の支給を受ける世帯主（国民健康保険税を滞納している世帯主で市長が適当でないと認められた者を除く） <b>【貸付金額】</b> 高額療養費支給見込額の9/10以内 （千円未満端数切捨て） <b>【貸付条件】</b> ・貸付金の利子は無利子 ・償還期間は高額療養費の支給を受けた日の翌日まで ・償還方法は一時償還払いとする。 <b>【H14年度予算】</b> 10,000千円 <b>【その他】</b> 愛媛県国民健康保険連合会より借入 借入額 800千円	1 高額療養費貸付事業 <b>【貸付対象者】</b> ・高額療養費の支給を受ける世帯主 ・国民健康保険税を完納している世帯主 <b>【貸付金額】</b> 高額療養費支給見込額の9/10以内 （千円未満端数切捨て） <b>【貸付条件】</b> ・貸付金の利子は無利子 ・償還期間は高額療養費の支給を受けた日の翌日まで ・償還方法は一時償還払いとする。 <b>【H14年度予算】</b> 5,000千円 <b>【その他】</b> 愛媛県国民健康保険連合会より借入 借入額 5,000千円	1 高額療養費貸付事業 <b>【貸付対象者】</b> ・高額療養費の支給を受ける世帯主 ・国民健康保険税を完納している世帯主 <b>【貸付金額】</b> 高額療養費支給見込額の9/10以内 （千円未満端数切捨て） <b>【貸付条件】</b> ・貸付金の利子は無利子 ・償還期間は高額療養費の支給を受けた日の翌日まで ・償還方法は一時償還払いとする。 <b>【H14年度予算】</b> 2,446千円 <b>【その他】</b> 愛媛県国民健康保険連合会より借入 借入額 2,446千円	貸付対象者の要件が異なる。  西条市以外は、貸付財源として、国保連合会から借入れを行なっている。	1 西条市の例により調整する。 国保連合会からの借入金は、平成15年度末に精算し、平成16年度は自己財源とし、新市において、平成17年度予算から検討する。		
[該当なし]	2 出産費貸付事業 <b>【貸付対象者】</b> 国民健康保険税完納世帯に属する以下の者 出産予定日まで1か月以内 妊娠4箇月以上であり、出産費用について医療機関から請求を受け、又はその費用を支払っている <b>【貸付金額】</b> 出産育児一時金の支給見込額の8割に相当する額の範囲内で市長が定めた額。 <b>【貸付金の償還】</b> 市長が借受者の委任に基づき出産育児一時金のうち貸付相当額を受領し償還金の支払に充当する。 <b>【H14年度予算】</b> 2,400千円	2 出産費貸付事業 <b>【貸付対象者】</b> 国民健康保険税完納世帯に属する以下の者 出産予定日まで1か月以内 妊娠4箇月以上であり、出産費用について医療機関から請求を受け、又はその費用を支払っている <b>【貸付金額】</b> 出産育児一時金の支給見込額の8割に相当する額の範囲内で町長が定めた額。 <b>【貸付金の償還】</b> 町長が借受者の委任に基づき出産育児一時金のうち貸付相当額を受領し償還金の支払に充当する。 <b>【H14年度予算】</b> 720千円	2 出産費貸付事業 <b>【貸付対象者】</b> 国民健康保険税完納世帯に属する以下の者 出産予定日まで1か月以内 妊娠4箇月以上であり、出産費用について医療機関から請求を受け、又はその費用を支払っている <b>【貸付金額】</b> 出産育児一時金の支給見込額の8割に相当する額の範囲内で町長が定めた額。 <b>【貸付金の償還】</b> 町長が借受者の委任に基づき出産育児一時金のうち貸付相当額を受領し償還金の支払に充当する。 <b>【H14年度予算】</b> 720千円	西条市のみ実施していない。	2 東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱い			細項目	国民健康保険事業関係		
事務事業名	出産、葬祭に関する任意給付事業			専門部会名	住民部会	分科会名	国保分科会
調整方針	1 出産育児一時金給付事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 葬祭費給付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
1 出産育児一時金給付事業 【内容】 被保険者が妊娠4ヶ月以上の出産（死産、人口流産等の別は問わない。）したときは、世帯主に対し、30万円を支給する。 【H14年度予算】 30,000千円（100人分） 【その他】 出産育児一時金の支給基準額の2/3を一般会計から国保特別会計へ繰り入れしている。	1 出産育児一時金給付事業 【内容】 被保険者が妊娠4ヶ月以上の出産（死産、人口流産等の別は問わない。）したときは、世帯主に対し30万円を支給する。 【H14年度予算】 15,000千円（50人分） 【その他】 出産育児一時金の支給基準額の2/3を一般会計から国保特別会計へ繰り入れしている。	1 出産育児一時金給付事業 【内容】 被保険者が妊娠4ヶ月以上の出産（死産、人口流産等の別は問わない。）したときは、世帯主に対し、30万円を支給する。 【H14年度予算】 5,400千円（18人分） 【その他】 出産育児一時金の支給基準額の2/3を一般会計から国保特別会計へ繰り入れしている。	1 出産育児一時金給付事業 【内容】 被保険者が妊娠4ヶ月以上の出産（死産、人口流産等の別は問わない。）したときは、世帯主に対し、30万円を支給する。 【H14年度予算】 4,800千円（16人分） 【その他】 出産育児一時金の支給基準額の2/3を一般会計から国保特別会計へ繰り入れしている。		1 現行のまま新市に引き継ぐ。		
2 葬祭費給付事業 【内容】 被保険者が死亡したときは、その者の葬儀を行う者に対し、1万円を支給する。 【H14年度予算】 4,000千円（400人分）	2 葬祭費給付事業 【内容】 被保険者が死亡したときは、その者の葬儀を行う者に対し、1万5千円を支給する。 【H14年度予算】 4,200千円（280人分）	2 葬祭費給付事業 【内容】 被保険者が死亡したときは、その者の葬儀を行う者に対し、1万5千円を支給する。 【H14年度予算】 2,025千円（135人分）	2 葬祭費給付事業 【内容】 被保険者が死亡したときは、その者の葬儀を行う者に対し、1万5千円を支給する。 【H14年度予算】 1,200千円（80人分）	西条市のみ葬祭費が1万円となっている。	2 東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。		

## 先例地の事例

### 〔西東京市〕

国民健康保険制度の中で2市で差異のあるものについては、次のとおり取扱うものとする。

賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。

保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、それぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。

納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

### 〔宇摩合併協議会〕

賦課方式は、川之江市の例により、「料・4方式」とする。

本算定日及び納期は、川之江市の例による。

料率は、川之江市の例を基本とし、新市において統一する。

軽減割合は、川之江市の例により2割・5割・7割とする。

保健事業及び医療費助成制度については、基本的に川之江市の例により新市において統一する。

国保運営協議会は、新市において新たに設置する。

### 〔南宇和合併協議会〕

国民健康保険制度の取扱いについては、次のとおり調整するものとする。

(1) 賦課方式については、現行のとおりとする。

(2) 保険税率については、合併年度は、旧町村の例によるものとし、平成17年度からは、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額に統一を図るものとする。なお、新町において国民健康保険運営協議会を設置し、保険税率について検討を行い、新保険料率を設定するものとする。

(3) 賦課期日・納期・納期限については、5町に相違がないため現行のとおりとする。

(4) 被保険者証の交付については、内海村の例により統一する。ただし、交付方法は郵送とし、滞納者は窓口交付とするものとする。

(5) 任意給付、高額療養費の貸付については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。

### 〔周南市〕

2市2町で差異のある国民健康保険制度については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 賦課形態は、徳山市の例により、保険料とする。

(2) 賦課方式は、熊毛町の例により均等割、平等割、所得割の3方式とする。

(3) 賦課割合は、現行の平準化方式とし、料率を統一する。ただし、急激な負担増に配慮し、財政支援措置を講ずることとするが、金額は財政計画で定めることとし、期間については3年限度を目安とする。

(4) 納付回数は、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、納期については、別に調整する。

(5) 納入(納税)組合は、廃止の方向で検討する。

(6) 任意給付、はり・きゅう施術費の支給は、徳山市、新南陽市の例により調整する。

(7) 人間ドック検診費助成は、熊毛町の例により調整する。

(8) 高額療養費貸付は、徳山市の例により調整する。

(9) 国民健康保険診療所は、現行のまま新市に引き継ぐ。

(10) 介護分の保険料は、国民健康保険料(医療分)の取扱いに準じ調整する。

### 〔さぬき市〕

(1) 保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる統一を図る。

(2) 納税義務の発生、消滅等に伴う賦課及び督促手数料、保険給付事業、疾病予防については、現行のとおりとする。

(3) 軽減割合は、7割軽減・5割軽減・2割軽減を適用することとする。

(4) 納期は、保険税額を考慮し、適正な納期で統一を図る。

(5) 納期前納付報奨金は廃止で統一する。

(6) 国保運営協議会は、新市において新たに設置する。

(7) 保健事業と健康教育については、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施内容については、統一を図る。

(8) 人間ドック補助は、新市においても実施する。ただし、実施形態及び補助額等については、統一を図る。

(9) 財政調整基金は、合併時に全額を持ち寄る。

(10) 高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は15,000,000円とし、貸付額は現行のとおりとする。